

平成 16～18 年度
地域福祉ネットワーク事業
(旧ふれあいのまちづくり事業)
～現状報告と今後の展望～

社会福祉法人 鳥羽市社会福祉協議会

目次

第1章 事業概要	P. 3
1、地域福祉ネットワーク事業（ふれあいのまちづくり事業）の目的	
2、ふれあいのまちづくり事業を実施することとなった経緯	P. 4
3、ふれあいのまちづくり事業の具体的内容	P. 5
(1) ふれあいのまちづくり推進会の設置（地域支援ネットワークの強化）	
(2) ふれあい福祉センターの設置（総合相談・援助活動の確立）	P. 7
(3) 地域福祉活動コーディネーターの設置 （事業実施の企画及び立案等）	P. 9
(4) 福祉いどばた会議（福祉出前トーク）事業	P. 10
(5) 社会調査の実施	P. 11
(6) 福祉講演会の開催	P. 12
(7) 障害児ムーブメント療育（ばるーん）	P. 13
第2章 地域福祉活動の推進	P. 14
(1) 見守りネットワークの構築	
(2) 子育てサロン	P. 15
(3) 高齢者サロン	P. 17
(4) 子育て・高齢者サロンの現在までの設置状況	P. 18
(5) 地域組織化事業	P. 19
第3章 参考資料	P. 20
1、ふれあいのまちづくり事業推進会の定義	
2、鳥羽市社会福祉協議会ふれあいのまちづくり事業実施要綱	P. 22
3、ふれあいのまちづくり推進会構成団体	P. 25

1、地域福祉ネットワーク事業（ふれあいのまちづくり事業）とは

『地域福祉ネットワーク事業（ふれあいのまちづくり事業）』は、平成3年度に市区町村社会福祉協議会が実施する国庫補助事業として創設された地域福祉推進事業のひとつで、その内容は、地域において様々な人々が交流し、助け合うとともに、関係機関や地域の社会資源が有機的に連携することにより、高齢者・障害者・児童・青少年等に対し、地域に即し、そのニーズに応じた福祉サービスの提供、及び地域住民による自主的な活動の創造・支援を目的とするものです。ちなみに平成17年度より実施主体が市区町村社協から市町村に変わり、名称も従来の「ふれあいのまちづくり事業」から「地域福祉ネットワーク事業」に変わりました。

現代の福祉サービスには介護保険法、老人福祉法など制度・政策・法律等で定められた公的なサービス（フォーマルサービス）と、それに対して、ボランティア・NPO・自治会・町内会等地域住民もしくは近隣住民が行う、敬老会や高齢者の集いなどの行事、要介護高齢者や障害者に対する見守り、その他ボランティア活動など地域住民の自発的なサービス（インフォーマルサービス）の二つがありますが、本事業は後者のインフォーマルサービスに重点を置く事業であると言えます。

これらの地域住民のインフォーマルな活動を支援・組織していくためには、問題を各地域に丸投げするのではなく、地域住民はもとより、地域に存在する様々な組織・機関が連携し、共同でまちづくりを展開していく必要があります。地域の様々な課題を話し合い、その対策を考える機関が活動の前提となります。

以上のことをふまえ、地域ネットワーク化活動の確立・充実を目指して取り組むことを目的としています。

この事業の重点項目として、

- ①ふれあいのまちづくり推進会の設置（地域支援ネットワーク活動の強化）
- ②ふれあい福祉センターの設置（総合相談・援助活動の確立）
- ③地域福祉活動コーディネーターの設置（事業実施の企画及び立案等）
- ④介護予防・地域支え合い事業（受託事業）の実施
- ⑤その他、地域の実情に応じた活動

等があります。

この事業は5年間（平成16年～20年度まで）の国庫補助事業ですが、補助期間終了後も、事業を継続して取り組んでいきたいと考えています。

2、ふれあいのまちづくり事業を実施することとなった経緯

- ・ 介護保険制度の施行を間近に控えた平成12年3月に、市の保健・福祉の拠点として保健福祉センターひだまりが完成し、社会福祉協議会も市のサービス基盤の整備や介護サービス向上の一翼を担って介護保険事業を実施。また、在宅介護支援センター事業や移送サービスなど介護予防・地域支え合い事業の受託、平成15年度における障害者福祉分野における支援費制度移行に伴うサービス事業の実施など事業は拡大・充実してきているが、地域を取り巻く状況が大きく変化する中で、公的サービスだけでは支えることが難しい課題（一人暮らし高齢者や痴呆性高齢者等への見守り・声かけ活動、ゴミの搬出等の日常生活支援、通院等にかかる移送サービスなど）も生じてきている。
- ・ 介護保険制度も5年目に入り新たな事業所の設置や事業の拡充等によりサービス基盤も整備されてきているが、一方において離島等における福祉人材等（ホームヘルパーや外出介助員）の確保や利用しやすいサービス体制づくりが課題となっている。また、ボランティア活動にあって、平成5年4月に設置したボランティアセンターへの登録は、32団体1,152名と増加しているものの、地域生活を支援する地域ボランティア等は少なく、地域支え合いの視点に立った体制づくりが求められてきている。
- ・ 在宅介護支援センター等に寄せられる相談内容も多様化し、ケース地域ケア会議においても制度に狭間にある問題や解決に結びつかない困難なケースが増加してきており、潜在的なニーズは少なくないものと思われる。
- ・ 想定される東海地震・東南海地震等に備え、高齢者や障害者等の災害弱者の救援・救助活動が速やかに展開され、住民の安全が確保できるように、地域支援体制の強化（ネットワークの構築）が課題の一つとなっているが、地域の積極的な取り組みと合わせて関係機関等との協働が必要となる。

これらのことを踏まえるとともに、高齢化率が既に市全体で25%に達し、地区別では11地区で30%を超えていることから、地域の福祉力を高め、共に支え合う地域づくりを推進しなければならないとの思いから、これまでの事業を見直し、地域で暮らす人々自らが、地域の福祉課題を解決できる仕組みを構築するために、このふれあいのまちづくり事業を実施していきたいと考えています。

3、ふれあいのまちづくり事業の具体的内容

(1) ふれあいのまちづくり推進会の設置（地域支援ネットワークの強化）

この事業を地域の実情に対応させ効果的に実施するため推進会を設置し、幅広い分野の委員構成（自治会連合会などの公共的団体、ボランティア関係、保健福祉関係、産業・経済団体及び住民一般公募等）を図ります。また、推進会は年4回程度開催（必要に応じて委員の同意次第で随時開催）し、事業の計画・立案・評価・検討をし、地域福祉の発展に向けて、社協活動に対する提言を行ないます。

またそれぞれの推進会委員と社協職員が地域の問題・課題等を出し合い、地域の実情の把握に努めていきたいと考えています。

具体的な取り組みとして、例えば、他のふれあいのまちづくり事業を指定中の社協では、高齢者、子育て中の親等に対して、交流・仲間づくりの場として、「高齢者サロン」「子育てサロン」など、住民主体での立ち上げについての企画や支援、独居老人の見守り支援ネットワーク構築など、地域に根ざしたインフォーマルな社会資源を開拓しています。

鳥羽市においては、

推進会の方向性

- ・ 当初は、ふれあいのまちづくり推進会の委員全体で、年間4回程度（講演会等を含む）開催し、市行政及び社会福祉協議会等の組織及び福祉事業について理解していただくとともに先進地事例等について研究等を行います。
- ・ 地域福祉の推進やだれもが住みよいまちづくりの視点から住民ニーズの把握に努めるとともに事業の企画・立案を行い、社会福祉協議会会長へ提言し、住民参加型のサービスや行政、社会福祉協議会による事業実施に繋げ、地域福祉の推進を図ります。また、必要に応じ専門部会を設置し、それぞれの専門の視点で事業の推進に取り組みます。

ふれあいのまちづくり事業の企画・立案及び参加・協力

社会福祉協議会事業・ふれあいのまちづくり事業及び行政福祉施策の把握



専門部会（高齢者部会、障害者部会、児童部会）の設置等により、独自に福祉問題や福祉サービスの制度の狭間で支援が難しい内容等を調査・把握し、福祉ニーズに即した事業の検討

↓
推進会（全体）で企画事業検討

↓
ふれあいのまちづくり事業を企画・立案して、社会福祉協議会に提言
（提言については地域福祉の推進に関連する内容について行います。）

↓
提言によって実施する事業（住民参加型在宅福祉サービス事業・社会福祉協議会事業）参加・協力する。

(2) ふれあい福祉センターの設置（総合相談・援助活動の確立）

社協事務局内に下記の事業を展開するための「ふれあい福祉センター」を設置します。

住民が何らかの生活問題を抱えたときに、敏速に確実な情報と支援が受けられることができるように、下記の専門相談事業を展開する他、社協全職員の相談技術の向上、他機関との連携等をより強化し、安心して暮らすことができる地域のセーフティネットを構築していく必要があることから各種相談事業の充実化を図ります。

①専門相談

司法書士相談	不動産の相続等の登記全般・自己破産・悪徳商法、架空請求等（毎月第2木曜）
心配ごと相談	民生委員による、日常生活における悩みごと相談（毎月第3木曜）
無料法律相談	弁護士による無料法律相談（毎月第4木曜）

②社協職員による相談

介護相談、福祉住環境相談、ボランティア相談、生活福祉資金相談
その他社会福祉関係の相談を、社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー、看護師、介護支援専門員（ケアマネージャー）等の専門家が随時（月～金）行っています。

今後、さらなるレベルアップを図るため、全職員の科学的な相談援助技術の獲得、ケアマネジメント体制の確立、情報の一元的な集約・共有、研修、勉強会、資格取得の推進等を行なっていきます。

③ 各種情報の収集、整理

利用者の相談に適切に応じ、継続して課題の対応に当たるため、市、保健所、民生委員児童委員連絡協議会、地域型在宅介護支援センター、社会福祉施設等の相談機関等との連携を図り、各種情報の収集、整理を行います。

④ 広報活動の実施

ふれあい福祉センターの総合相談・援助活動等を広く住民に周知するため、パンフレットの作成・配布及び社協の広報誌「福祉ウェブ」等による広報活動を行います。

- ・平成 18 年度から毎年作成し全戸配布している「鳥羽市くらしの相談事業年間スケジュール」。

平成19年度 鳥羽市くらしの相談事業年間スケジュール									
場所等	司法書士相談 (司法書士) (13:00～15:30) 社会福祉協議会 ■ 25-1188	一般相談 (何でも相談) (13:30～15:30) 社会福祉協議会 ■ 25-1188	法律相談 (弁護士) (13:00～15:30) 社会福祉協議会 ■ 25-1188	介護保険・福祉・ボランティア相談 (13:30～17:15) 社会福祉協議会 ■ 25-1188	人権相談 行政相談 (13:30～15:30) 市役所・人権生活課 ■ 25-1141	交通事故相談 (13:00～15:00) 市役所・人権生活課 ■ 25-1126	総合こども相談 (9:30～16:30) 社会福祉事務所 ■ 25-1184	市民文化会館 教育相談 (15:00～17:00) 親睦センターHARF ■ 26-8830	
4月		19日	26日	平日 月～金	17日	11日	9日	平日 月～金	
5月	10日	17日	24日	相談員 ・社会福祉士 ・社会福祉主事 ・介護福祉士 ・看護師 ・福祉住環境 コーディネーター ・介護支援専門 員(772-センター)	18-19日 (祝日)	19日	13日	11日	
6月		21日	28日		21日	8日	13日	9日	こんな話 ご相談ください
7月	12日	19日	26日		21日	8日	13日	9日	・学校へ行く気が あるのに進んで きない
8月		16日	23日		21日	8日	13日	9日	・実家ではいと 思われるのに選 び・就職などで 悩む
9月	13日	20日	27日		21日	8日	13日	9日	・生活(学習・行 動)のことで悩 むところがある など
10月		18日	25日		21日	8日	13日	9日	など
11月	8日	15日	22日		21日	8日	13日	9日	など
12月		20日	27日		21日	8日	13日	9日	など
1月	10日	17日	24日		21日	8日	13日	9日	など
2月		21日	28日		21日	8日	13日	9日	など
3月	13日	19日	27日		21日	8日	13日	9日	など

事前にご相談内容をお聞かせください。ふれあい福祉センターでは、総合相談窓口として緊急相談を受け付けておりますので、必要に応じて適切な相談窓口への取り次ぎなど、申し込みの時点で日程を調整させていただきます。詳細は、社会福祉協議会までお問合せください。
ご家庭内の見やすいところに保管してご活用ください。(日程・場所は変更になる場合があります) 鳥羽市社会福祉協議会

- ・平成 17 年度に鳥羽社協の全事業を紹介したパンフレットを作成。(全 12 ページ)



(3)地域福祉活動コーディネーターの設置(事業実施の企画及び立案等)

推進会開催の調整・連絡、福祉関係事業所やボランティア団体、その他の社会資源とのネットワーク化・連携、社協の把握する（ヘルパー、ケアマネジャー、デイサービス職員らが持つ情報・課題）地域課題などを集約し、情報の収集をします。

(4) 福祉いどばた会議（福祉出前トーク）事業

行政、社協、その他社会福祉施設の行なう福祉施策の紹介、その地域で創出することが必要だと思われるボランティアや近隣住民の協力などインフォーマルなサービスの開拓、その地区での社会調査、啓発等を行ない、その地区ごとに応じた地域福祉のあり方を住民と共に考えていきます。

具体的には平成17年度より「福祉いどばた会議（福祉出前トーク）事業」を行い、住民の要望に応じて社協職員を、地域社会へ派遣しています。

福祉いどばた会議（福祉出前トーク）平成18年度実績

ふれあいいきいきサロン	65回
町内会・自治会	14回
老人クラブ	6回
婦人会	1回
合計	86回

(5) 社会調査の実施

アンケート調査を行ない地域福祉ニーズの発掘を行なう。

今までに行なった調査一覧

- ・「坂手町における地域福祉に関する住民調査結果」、平成 16 年 8 月
(<http://www.toba-shakyo.or.jp/download/sakate.pdf>)
- ・「鳥羽市子育て支援意識調査アンケート結果」、平成 16 年
(<http://www.toba-shakyo.or.jp/download/kosodate.pdf>)
- ・「第4回ひだまりフェスタアンケート調査結果」
(<http://www.toba-shakyo.or.jp/download/4hidamari.pdf>)

(6) 福祉講演会の開催

初年度は地域福祉について理解を促すため、福祉の専門家や、大学教授等を招き講演会を行なう。2～3年次においては、地域福祉大学（仮称）・ボランティアスクールを開催するなど、福祉人材の養成を行ないます。

今まで行った講演会等

・平成16年11月29日（月） 13：30～15：30

講師 滋賀文化短期大学 人間福祉学科 助教授 烏野 猛 氏

演題 『「ふれあいのまちづくり事業」に関する講演会』

場所 鳥羽市保健福祉センター ひだまりホール

・平成17年10月1日（土） 13：30～15：30

講師 伊賀市社会福祉協議会 在宅介護支援センター長

平井 俊圭 氏

演題 「みんなでかんがえよう地域福祉

～安心して暮らし続けるために～」

場所 鳥羽市保健福祉センター ひだまりホール

・平成19年3月3日（土） 10：00～12：00

講師・助言者 三重県社会福祉協議会常務理事・事務局長

古庄 憲之 氏

パネリスト

・鳥羽市長

木田 久圭一 氏

・ふれあいのまちづくり推進会長

橋本 真一郎 氏

・自治会連合会長

木場 泰行 氏

・民生委員児童委員協議会長

庄司 寿夫 氏

・ボランティア連絡協議会長

藤本 真理子 氏

・鳥羽陽光苑園指導員

樋口 智佐代 氏

・鳥羽豊和苑事務長

濱口 久孝 氏

・鳥羽市社会福祉協議会事務局長

里中 俊明

テーマ 「ふくしのまちづくりシンポジウム

～住民・社協・行政間の協働、共同、協同～」

場所 鳥羽商工会議所かもめホール

(7) 障害児ムーブメント療育（ばるーん）

濟世会明和病院重症心身障害児施設なでしこの大友正明先生をお招きして、毎月第2土曜日（変更の月あり）保健福祉センターひだまりにて、ムーブメント療育を開催しております。

この事業は、発達障害をもつ子ども達に対し、集団療育を通して基本的な生活習慣や社会性の発達を図ること、ボランティアや職員との関わりなど地域での支援者との関係を築き、共に成長していくこと、そして参加者親子の交流の場を作っていくことを目的にしています。

第2章 地域福祉活動の推進

現在鳥羽社協では、地域福祉権利擁護事業、生活福祉資金貸付申請、高齢者の集い（民生委員との共同事業）、介護者教室、移送サービス、船内・島内介助、子ども広場等遊具設置助成事業などの地域福祉事業を行なっていますが、本事業をきっかけにし、地域で支え合うサービスとして、以下の事業を推進していきます。

（1）見守りネットワークの構築

高齢化が進む中誰もが安心して暮らすことができるよう、ひとり暮らし高齢者等の見守りネットワークづくりをサポートします。

(2) 子育てサロン

1) 子育てサロンとは

現在、家庭で子育てを行なう専業主婦等が孤立し、育児に不安やストレスを抱えるなどの問題が顕著に表れている中、地域を拠点に子育ての当事者（親やその家族等）と地域住民が多様な活動を通じて、子育てを楽しみながら仲間を作り、互いに支えあう活動をいたします。

2) サロンの開催場所

自治会単位でその地区の集会所や公民館を利用して行なう「地域型」と、特定の場所、例えば社協や福祉センターなどの開いている場所を使って、その市町村に住むすべての対象者を集めて開催する「拠点型」の2つの開催形態があります。

具体的な活動場所の統計としては

公民館・地域集会所	44.6%
社協内の会議室等の施設	8.3%
児童館（児童センター）	7.2%
保健センター（保健所）	2.4%

となっています。（平成 15 年度 「ふれあい子育てサロン」活動の開発のための調査研究報告書 全社協）

3) 担い手（子育てキーパーソン）の確保

活動の担い手として、子育ての当事者である父親や母親が考えられますが、同時にサロンの参加者でもあるため、両親だけにサロンの企画や調整などの運営を行なってもらうには負担が大きすぎます。そこで、主任児童委員、民生・児童委員、子育て関係のボランティア、NPO、地域の住民などが担い手となって活動していく必要があります。

子育てサロン未設置の社協では、「担い手」と「社協担当職員」の不足がその主な原因となっているようです。

4) 参加者への周知方法

子育てサロンの存在を対象者に対して周知する場合、子育てと関係する関係団体、民生・児童委員、社協職員、広報誌等を通じてお知らせしている社協が多いようです。

ただ、子育てサロン展開中の関係者（桑名市・東員町・小俣町など）に聞くと、上記の方法より、参加者（親）、主任児童委員、民生・児童委員による口コミの影響力が強く、特に母親の情報網を利用した密度の濃い広報こそ重要だという意見が多いです。

(3) 高齢者サロン（ふれあい・いきいきサロン）

高齢者サロンとは

子育てサロンと同じように、地域の高齢者が身近な公民館などに気軽に集まり、昼食やお茶をとりながら、レクリエーションや健康体操、おしゃべりなどを通じて、仲間作りや外出の機会を作り出すことにより、孤独化防止、介護予防的な要素も含んでいます。また、昼食をサロンのプログラムに盛り込むのは、子育てサロンにはあまりない高齢者サロンに多い傾向で、この昼食会を通じて、ボランティアや民生委員が参加高齢者の栄養状態の問題点、咀嚼・嚥下機能低下を早期に発見することも珍しいことではなく、結果的に高齢者の健康チェックにも役立てられています。

子育てサロンや高齢者サロン設置の目的

参加者地域にとって

- ①子育て中の親子または高齢者の孤立化の防止
- ②異世代交流・地域交流の拠点づくり
- ③住民によるふれあい・支え合いの雰囲気づくり、まちづくりのきっかけ
- ④ボランティアなど地域活動への参加意欲の向上
- ⑤子育て支援・介護支援にかかる地域資源のネットワーク化や新規開拓

社協にとって

- ①子育てや介護に関する相談の増加、問題の早期発見・早期対応
- ②住民が抱える問題に対する解決方法などノウハウの蓄積
- ③サロンを通じて、関係機関との連携強化や連絡先の拡大
- ④若い世代や子育てを終えた世代のボランティア育成や発掘
- ⑤住民のニーズにあった事業展開で民生・児童委員、ボランティアの存在をアピール

(4) 各サロンのこれまでの設置状況

①高齢者サロン

(1)かたかみサロン	(8)大里ふれあいいいききサロン
(2)根っこの会(小浜)	(9)畔蛸ふれあいいいききサロン
(3)ひまわり会(若杉)	(10)小浜サロン
(4)菅島サロン	(11)錦町サロン
(5)神島ふれあいいいききサロン	(12)本町ふれあいいいききサロン
(6)相差ふれあいいいききサロン	(13)岩崎いきいきサロン
(7)船津ふれあいいいききサロン	

②子育てサロン

相差サロン	女性活動センター
答志サロン	老人憩いの家
池上サロン	公民館

③年度別推移

	高齢者サロン数	子育てサロン数
15年度以前	0	0
16年度	0	0
17年度	7	2
18年度	13	3

(5) 地域組織化事業

自治会あるいは学校区単位で、住民による福祉活動の拠点として地区社会福祉協議会を組織するなど、住民自身が自分たちの生活する地区の福祉課題やニーズを主体的に捉え、問題の解決に向けて一人ひとりが安心して暮らすことができる住みよい福祉のまちづくりに自発的に取り組もうとする動きが全国的に増えてきています。

地区社会福祉協議会の構成員としては、町内会・自治会をはじめ、婦人会や子供会、青少年相談員などの住民組織とその関係者、民生・児童委員、母子福祉推進員、保護司、ボランティア（グループ）などの地域福祉活動に携わる者、老人クラブや障害者団体などの福祉当事者組織、社会福祉施設などの関係機関、その他学校・PTA関係者、学識経験者など、地域の様々な組織、団体、個人等で構成されているところが多くなっています。

現在鳥羽市では、坂手町に「坂手町高齢者福祉推進協議会」が立ち上がり、社協・福祉事務所と協働で住民調査をしたり、坂手町独自のボランティアグループ「日常生活ボランティア」を立ち上げ、公的サービスでは対応できない庭の手入れや電球の交換など日常生活上の支援を高齢者に対して行っています。

社会福祉協議会では、このような活動に対して情報提供、事務的支援、助成、視察・研修会の設定などの支援を行い、鳥羽市の各地域へ広まっていくように働きかけていきます。

第3章 参考資料

1. ふれあいのまちづくり事業推進会の定義

推進会についての規定は、厚生労働省の実施要領と全国社会福祉協議会が出している推進要綱の二つがありますので、ここで紹介します。

1) 厚生労働省ふれあいのまちづくり事業実施要領

- ア. 設置 推進会は、市町村社協に設置する。
- イ. 役割 推進会は、事業の企画及び立案に際し提言等を行うとともに、事業の実施に参加し又は協力する。
- ウ. 構成団体等 推進会は次の団体等に広く参加を呼びかけて組織する。
市町村、在宅介護支援センター、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、ボランティア団体、住民参加型サービス団体等 NPO 団体、老人クラブ等福祉関係団体、保健婦、保健・医療関係団体、学校、自治会、青年会議所、青年団、婦人会、公民館、商工会議所、企業、労働組合、生活共同組合、農業協同組合等

2) 全国社会福祉協議会ふれあいのまちづくり事業推進要綱

(1) ふれあいのまちづくり推進会の構成と運営

ふれあいのまちづくり推進会は事業全体に対して提言を行なうとともに、事業の実施への参加・協力をする組織である。

本事業は、種々の機関、団体との協働が欠かせないことから、推進会の委員構成は形式や肩書きにこだわることなく、地域の実情に応じて、実質的に役割を担えるメンバー構成とすることが求められる。

また、すでに地域に類似の連絡協議会等があり、それらが十分機能することが見込まれる場合には、その組織が推進会を兼ねてもよいが、その場合、あくまでも本事業の推進という目的を踏まえた役割の発揮が必要である。例えば、基幹型在宅介護支援センターが中心となって行なわれている「地域ケア会議」や介護サービス事業者の連絡組織、介護支援専門員の連絡組織などとの兼ね合いである。

なお、理事会・評議員会がそのまま推進会を兼ねるようなことは適切でない。

（２）開催回数

（厚生労働省の）実施要綱に開催数は示されていないが、推進会は、本事業の具体的内容や実施方法を検討し、協働活動を推進することが求められているとともに、事業計画の達成状況等を多角的にチェックする役割等を持つことから、少なくとも年に６回以上定期的を開催するとともに、必要に応じて随時開催する必要がある。

なお、事業ごとに小委員会（部会）を設け、機動的に展開する方法も考えられる。

2、鳥羽市社会福祉協議会ふれあいのまちづくり事業実施要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、鳥羽市ふれあいのまちづくり事業（以下「事業」という。）の実施において、国の示す「ふれあいのまちづくり事業実施要綱」に基づき、地域住民の参加と関係機関等との連携のもと、地域の実情に応じた創意と工夫による事業・活動を積極的に行い、地域住民の福祉を総合的に推進することにより「共に支えあう地域社会づくり」の構築に向けて取り組むことを目的とする。

(事業の内容)

第2条 この事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) ふれあいのまちづくり推進会の設置
- (2) 地域福祉活動コーディネーターの設置
- (3) ふれあい福祉センター事業の実施
- (4) その他地域福祉の推進に寄与する事業

(実施期間)

第3条 この事業の実施期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

第2章 推 進 会

(組 織)

第4条 組織は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 鳥羽市ふれあいのまちづくり推進会（以下「推進会」という。）は、自治会連合会などの公共的団体、ボランティア関係、保健福祉関係、産業・経済団体及び住民一般公募等、事業を効果的に推進するために必要な個人・団体等に広く呼びかけて組織し、推進会の委員は、社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会長（以下「社協会長」という。）が委嘱する。
- (2) 推進会委員の互選により、会長1名、副会長1名を置くものとする。
- (3) 推進会は、必要に応じて専門部会を設置することができる。

(役 割)

第5条 推進会は、事業推進のための企画及び立案をし、社協会長に提言等を行う。

2 推進会委員は、前号の事業へ積極的に参画し、その他関連する地域福祉活動に協力する。

(会長及び副会長の職務)

第6条 会長は、推進会の会務を総理し、推進会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

(推進会委員の任期)

第7条 推進会委員の任期は、事業実施期の5ヵ年間で2期に分け、前期を委嘱の日から平成19年3月31日、後期を平成19年4月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員(一般公募委員を除く。)による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 推進会は、会長が招集し、その議長を務める。

2 推進会は、年間4回以上定期的を開催することとし、必要に応じて随時開催する。

3 推進会は委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第3章 地域福祉活動コーディネーター

(職 務)

第9条 地域福祉活動コーディネーターは、推進会及び専門部会への出席、推進会開催における委員への連絡調整、他機関への連絡調整、必要な資料・情報の収集・作成その他庶務を行う。

第4章 心れあい福祉センター

(業 務)

第10条 心れあい福祉センターは、社協事務局に設置し、各種情報の収集・整理、総合相談事業の展開、広報活動の実施、社会調査の実施、関係機関との連携等事業全般の業務を行う。

(雑 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会運営に関し必要な事項は社協会長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

4、ふれあいのまちづくり推進会構成団体

所属団体名	
鳥羽市老人クラブ連合会	鳥羽市自治会連合会
鳥羽市婦人会連絡協議会	鳥羽郵便局
鳥羽市商工会議所	鳥羽市民生委員児童委員協議会
鳥羽ロータリークラブ	特別養護老人ホーム 鳥羽陽光苑
鳥羽ライオンズクラブ	介護老人保健施設 鳥羽豊和苑
鳥羽市社会福祉事務所	鳥羽市障害者互助会
鳥羽市健康課	伊勢志摩バリアフリースーツアーセンター
鳥羽市消防署	O,1,2,3 サークル
鳥羽磯部漁業協同組合	鳥羽市ボランティア連絡協議会
鳥羽志摩農業協同組合	一般公募
鳥羽市社会福祉協議会	

平成 19 年 3 月 社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会